

自動車取得税の軽減対象軽自動車一覧表

ここに掲げられた軽自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(税額が9千円軽減される。)

☆☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
スクラム	0.658	11081	LE-DG62T	001	17.2	☆☆
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				009		
				011		
				010	16.8	
				012		
				013	16.2	
				014		
				015		
				017		
				019	15.8	
				016		
				018		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
スクラム	0.658	11082	LE-DG62V	001	17.0	☆☆
				002		
				003		
				009		
				013		
				004	16.6	
				005		
				006		
				007		
				008		
				010		
				011		
				012		
				014		
				015		
				016		
				017		
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
025						
026						
027						
028						
601	16.0					
602						
スクラム	0.658	11082	LE-DG62V	603	16.0	☆☆
				604		
				605		
				606		

				607		
				608		
				609		
				610		
				611		
				612		
				613		
				614		
				615		
				616		
				617		
				618		
				619		
				620		
				621		
				622		
				623		
				624		
				625		
				626		
				627		
				628		
				029	15.8	
				030	15.4	
				031		
				032		
				033		
				034		
				035		
				036		
				037		
				038		
				039		
				040		
				041		
				042		
				043		
				044		
				045		
				046		
				047		
				048		
				049		
				050		
				051		
				052		
				053		
				054		
				055		
				056		
スクラム	0.658	11082	LE-DG62V	629	15.0	☆☆
				630		
				631		
				632		
				633		
				634		
				635		
				636		
				637		
				638		
				639		
				640		
				641		
				642		
				643		
				644		
				645		
				646		
				647		
				648		
				649		
				650		
				651		
				652		
				653		
				654		
				655		
				656		
スクラム	0.658	11406	LE-DG63T	001	17.2	☆☆
				002		
				003		
				005		
				009		
				004	16.8	
				006		

				007		
				008		
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
				015		
				016		
				601		
				602		
				603		
				604		
				605		
				606		
				607		
				608		
				017	16.2	
				018	15.8	
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				609		
				610		
				611		
				612		
				613		
				614		
				615		
				616		

☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
スクラム	0.658	11083	TE-DG62V	001	17.0	☆
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				009		
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
				015		
				016		
				017		
				018		
				019		
				020		
				601		
				602		
				603		
				604		
605						
606						
スクラム	0.658	11083	TE-DG62V	607	17.0	☆
				608		
				609		
				610		
				611		
				612		
				613		
				614		
				615		
				616		
				617		
				618		
				619		
				620		
				021	15.0	
				022		
				023		
				024		

				025	
				026	
				027	
				028	
				029	
				030	
				031	
				032	
				033	
				034	
				035	
				036	
				037	
				038	
				039	
				040	
				621	
				622	
				623	
				624	
				625	
				626	
				627	
				628	
				629	
				630	
				631	
				632	
				633	
				634	
				635	
				636	
				637	
				638	
				639	
				640	

注：1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。

- 2 燃費の単位はkm/L。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
- 3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考) 新燃費基準の値

<軽貨物車>

変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値 (km/L)
手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2
		構造 B	17.0
	703kg以上828kg未満	構造 A	18.0
		構造 B	16.7
	828kg以上		15.5
手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9
		構造 B	16.2
	703kg以上828kg未満	構造 A	16.5
		構造 B	15.5
	828kg以上		14.9

備考

- 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
- イ. 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ. 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ. 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。